



広島弁護士会

Hiroshima Bar Association

なやんだら 相談しんさい 頼りんさい

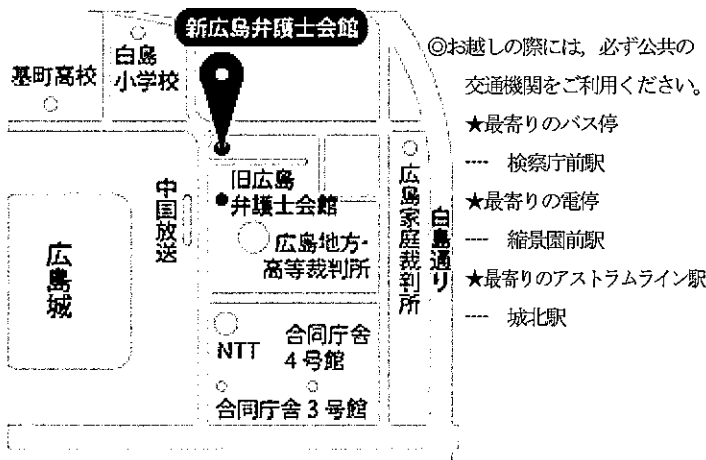
市 民 法 律 講 座

- 第1回 11月7日(木) 午後6時～午後7時30分
表現の自由から見た「表現の不自由展・その後」の問題
- 第2回 11月14日(木) 午後6時～午後7時30分
隣地隣家との法律関係
- 第3回 11月21日(木) 午後6時～午後7時30分
地代と家賃
- 第4回 11月28日(木) 午後6時～午後7時30分
終活を考える～遺言・信託・成年後見～
- 第5回 12月5日(木) 午後6時～午後7時30分
外国人雇用

受講料：無 料

申込みについて

場 所：広島弁護士会館2階大会議室A



① 往復はがき、ファックス又はメールのいずれかの方法で、住所・氏名(ふりがな)・年齢をご記入の上お申込みください。

往復はがき宛先：〒730-0012 広島市中区上八丁堀2-73 広島弁護士会「市民法律講座」係
メールアドレス：kouza@hiroben.or.jp
ファックス：裏面の申込票をご利用ください。

※申込みの際に記載された個人情報は、今後の市民法律講座等の広島弁護士会行事のご案内のために利用させていただきます。

お問い合わせTel:082-228-0230

② 申込期間：参加される初回の1週間前金曜日まで
例：第3回11月21日に最初に参加される場合は11月15日(金)まで
定員：120名(先着順)

同時開催：無料法律相談会

日 時： 11月7日、11月14日、11月21日、11月28日、12月5日
講座終了後19:30～20:00(但し、お一組30分まで)

要予約： 住所・氏名・連絡先・相談希望日を明記のうえファックス(裏面の申込票をご利用ください)またはメール(kouza@hiroben.or.jp)にて、各開催日の1週間前までに「市民法律講座」係までお申し込みください。

お申し込み多数の場合はお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

内 容：市民法律講座の各回のテーマに関連する内容の法律相談をお受けいたします。

主 催 広島弁護士会

後 援 広島県・広島市

広島弁護士会 市民法律講座係 宛 (FAX : 082-228-0418)

御希望する () に○をしてください。

申込者連絡先

お名前		フリガナ
ご住所		
ご連絡先	電話	
	FAX	
	メール	

市民法律講座参加申込票

市民法律講座に参加します ()

参加予定講座 () 全回に参加 () 右に○をした回に参加	第1回	11月 7日	表現の不自由展と表現の自由
	第2回	11月14日	隣地隣家との法律関係
	第3回	11月21日	地代と家賃
	第4回	11月28日	終活を考える～遺言・信託・成年後見～
	第5回	12月 5日	外国人雇用

無料法律相談申込票

無料法律相談に申し込みます ()

希望相談日 (○をして下さい)	11/7, 11/14, 11/21, 11/28, 12/5
-----------------	---------------------------------

※市民法律講座の各回のテーマに関連する内容の法律相談をお受けいたします。